2026(令和8)年度 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所 利用申込案内

この案内は、清水町の認可保育園・認定こども園(保育園部)、小規模保育事業A型施設等の利用(入園・更新)申込みに必要な事項等を記載していますので、利用申込みをする前に必ずお読みください。

入園後の手続き・申請についても記載がありますので、入園後もお手元で保管 をしてください。

1.	申込前に確認していただきたいことP 1
2.	利用申込のできる方についてP 1
3.	保育必要性の認定についてP 1
4.	保育必要量の認定についてP 2
5.	提出書類について······P3
6.	利用申し込みについてP4
7.	利用選考についてP7
8.	申込後に書類の提出が必要な場合·····・P 7
9.	保育料についてP8
Ο.	給食費の徴収についてP8
1.	転園について······P8
2.	小規模保育園を卒園後の保育について·····・P 8
3.	保育にあたって特別な配慮を必要とする場合P8
	保育施設一覧・よくあるご質問PQ~

<令和8年度 歳児別クラス>

1

1

2026(令和8)年4月1日時点の年齢で、クラスが決まります。

誕生日が過ぎての入園の場合も、クラス変更はありません。

O歳児については、月齢が低い場合、保育施設で受入れ状況が異なりますのでまずはご相談ください。

クラス	生 年 月 日	クラス	生 年 月 日
O歳児	令和 7 年4月2日 ~	3 歳児	令和 4 年4月2日 ~ 令和 5 年4月1日
1 歳児	令和 6 年4月2日 ~ 令和 7 年4月1日	4 歳児	令和 3 年4月2日 ~ 令和 4 年4月1日
2 歳児	令和 5 年4月2日 ~ 令和 6 年4月1日	5 歳児	令和 2 年4月2日 ~ 令和 3 年4月1日



清水町こども未来課児童育成係〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の 1 TEL 055-981-8227

1 申込前にご確認していただきたいこと

町で入園の調整を行う認可保育園・認定こども園(保育園部)・小規模保育事業所(P9)とは、保護者の就労や病気などの理由により保育を必要とする乳幼児を、保護者に代わって預かり保育する施設です。幼稚園とは異なる目的の施設ですので、集団生活や幼児教育の場として利用したいという理由のみでの申込みはできません。利用申込みや町の子育てのサービスを詳しく知りたい場合は子ども・子育てコンシェルジュにご相談ください。ご家庭のニーズに沿った施設をご案内させていただくとともに一時預かりなど、地域の子育て支援事業についてご案内させていただいております。

2 利用申込みのできる方について

申込世帯の住民登録が清水町にあり、保護者が次のいずれかの事由に該当し、保育園・認定こども園・小規模保育事業所で子どもの保育を必要とする場合に、利用申込みができます。

保育を必要とする事由		保護者の状況	利用できる期間
居宅外労働		会社など居宅外で就労している(月に64時間以上)	就労が継続している期間
就労等	自営労働	居宅内外で家事以外の就労をしている (月に64時間以上)	※就労予定月又は育児休業の復職予定月の前月から利用可
出	産 等	母親が出産前後のとき	母親の出産 (予定) 日の前後 3か月以内
疾 病	• 障害	病気、負傷、心身に障害がある	事由に該当する期間
介護	• 看 護	同居の親族(長期入院している親族を含む)等を常時介 護、看護している	事由に該当する期間
災害	復 旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている	事由に該当する期間
求 ಾ	活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている	求職活動を開始してから2 か月間
就	学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)を行って いる	事由に該当する期間
社 会	的 養 護	児童虐待、DV等を防止するために必要である	事由に該当する期間
そ	の他	上記事由に掲げるもののほか、町長が認める事由に該当する	必要と認められる期間

※保護者の勤務先が町外にあり、町外の保育施設の利用を希望する場合、清水町で清水町様式の申込書を受付け、委託の協議を行います。申込締切日等自治体ごとに異なりますので、詳細については保育施設の所在の自治体にあらかじめご確認いただき、保育施設所在の自治体の受付け締切日の10日前には清水町に清水町様式の書類の提出をお願いいたします。(P5)

3 保育必要性の認定(給付認定)申請について

清水町では、利用申込書が認定申請書を兼ねていますので、利用申込書を提出することで「保育必要性の認定申請」を行うことができます。

認定区分	対象年齢	形態・利用時間	利用できる主な施設
2号認定	満3歳以上	「保育標準時間」(上限11時間)または	保育園 認定こども園 (保育園部)
3号認定	満3歳未満	「保育短時間」(上限8時間) ※保護者の就労状況等により決定されます。	保育園 認定こども園 (保育園部) 小規模保育事業所

※認可外保育施設をご利用される方の給付認定申請も受付けます。利用申込書の余白に「認可外保育施設利用」と記載し窓口へ提出してください。月単位の認定となりますので、<u>利用開始月又は更新月</u>の前月15日(休日の場合は前開庁日)までに必要書類の提出をしてください。

4 保育必要量の認定(保育標準時間・保育短時間)について

下記の事由に基づいて「保育必要量」が認定され、保育時間が決まります。

保育を必要とする事由		保育必要量	備考
	月 120 時間以上	保育標準時間	1日あたり上限11時間
就労等	月 64 時間以上 月 120 時間未満	保育短時間	1日あたり上限8時間
出	産 等	保育標準時間	1日あたり上限11時間
疾病	涛 • 障 害	原則 保育標準時間	1日あたり上限11時間
介語	隻 • 看 護	原則 保育標準時間	1日あたり上限11時間
災	害 復 旧	保育標準時間	1日あたり上限11時間
求	職活動	保育短時間	1日あたり上限8時間
就	学	原則 保育標準時間	1日あたり上限11時間
社会	会的養護	保育標準時間	1日あたり上限11時間
, -	児 休 業 育利用中の場合)	保育短時間	1日あたり上限8時間
7	の他	保育標準時間又は保育短時間	1日あたり上限11時間又は 上限8時間

[※]開園及び閉園時間は各園で異なります。(P9、10)

メモ:

^{※「}保育標準時間」と「保育短時間」では保育園等を利用できる時間と利用者負担額が異なります。

[※]保育時間を超える利用に関しては各園で設定する延長保育料が発生します。

[※]既に保育利用中の子どもの母親が育児休業を取得した際は、保育短時間認定となります。

[※]申込み中又は入園後に「保育を必要とする事由」に変更があった場合は、変更の手続きが必要となりますので、速やかに児童育成係まで連絡の上、必要書類の提出をしてください。(P7)

^{※「}保育を必要とする事由」ごとに有効期限が設定されています。有効期間後も引き続き利用を希望する場合は、有効期間最終月の15日(休日の場合は前開庁日)までに必要書類の提出をしてください。

5 提出書類について

1から5まで(必要に応じて6・7)<u>全てを揃えて提出</u>してください。 必要書類が不足する場合は、受付できませんのでご了承ください。

	必 要 書 類	備考
1	施設型給付費·地域型保育給付等保育給付認定申請書兼保育施設·事業利用申込書(2号·3号認定用)	子ども1名につき1枚必要です。 子どもの父母が単身赴任等で町外に住民登録がある場合は必ず 申告をしてください。
2	認定申請調査票	父母の状況を記入してください。
3	利用調整現況調査票(その1)(その2)	(その1)は副食費の免除判定に必要となります。該当する世帯は必ず記載をしてください。 (その2)の子どもの健康状況について健康や発達に関する特記事項がない場合は「なし」と必ず記入してください。 入所調整後の保育施設との面接の際の大切な資料となりますので正確に記入をお願いいたします。
4	児童手当・特例給付に係る給食費等に関す る申出書	子ども1名につき1枚必要です。
5	「保育を必要とする事由」を証明する書類 (下表のいずれかの書類)	子どもの保護者分が必要です。 ※きょうだいで申込む場合は、写しを添付してください。 ※両親に限らず 65 歳未満の同住所の親族等も提出が必要です。

※出生予定の申込みの場合、「母子手帳(表紙と出産予定日のわかるページ)」または「妊娠証明書」の 写しが必要です。

※出生後、母子手帳の「出生届出済証明」の写しの提出をもって本申請の受付といたします。

	保育を必要とする事由	必 要 書 類
保育	就 労 等	「就労証明書」 ※自営業の場合は「登記」、「開業届」、「確定申告書類」等の書類 ※他の申請で提出予定のある場合には、提出枚数分用意してください。(写し可)
「保育を必要とする事由」	出 産 等	「母子手帳 (表紙と出産予定日のわかるページ)」または「妊娠証明書」の写し
とする事	疾病・障害	「疾病等により子どもを保育できない旨の意見の記載のある医師の診断書」また は「障害者手帳等の写し」
	介 護 · 看 護	「医師の診断書」または「介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し」
を証明する書類	災害復旧	「り災証明書」等の写し
書類	求職活動	「ハローワークカードの写し」等の求職活動中であることが確認できるもの
	就 学	「在学証明書等の写し」および「カリキュラム等の写し」

※ひとり親の場合は、「戸籍謄本」等のひとり親家庭であることが確認できるものが必要です。

※保護者以外の65歳未満の同居者(別世帯、同敷地内居住を含む)が居る場合は、その方の 就労証明書等の提出をお願いいたします。(利用選考における優先順位や保育料等に影響しま す。) 2025年1月1日、2026年1月1日に清水町以外に住んでいた方は、保育料の算定のため下記の書類の提出が必要です。

父、母ともに提出が必要です。提出がない場合、最高階層の保育料となることがあります。

(参考 O~2歳児 月額 標準時間 62,800円 短時間 61,800円)

	保育料	保育料算定に必要な書類	
6	2026年4月から8月分まで	2025年1月1日現在、清水町外に住んでいた方 (国内居住の方) 2025年度住民税課税(非課税)証明書 (海外居住の方) 2024年中の収入が確認できる書類	
7	2026年9月から2027年3月分まで	2026年1月1日現在、清水町外に住んでいた方 (国内居住の方) 2026年度住民税課税(非課税)証明書 (海外居住の方) 2025年中の収入が確認できる書類	

6 利用申込みについて

令和8年4月から利用を希望される場合と5月以降で利用を希望される場合で締切日が異なりますので注意してください。

(1) 4月利用希望の一次申込み

_ (1) 4月利用布里の一	久十之少
受 付 期 間	令和7年11月4日(火)~10日(月)
受 付 時 間	午前9時 ~ 午後4時30分
受 付 場 所	役場2階こども未来課(保育園やこども園等では受付けを行いません。)
結 果 通 知 等	令和8年1月中旬以降に発送予定
注意事項	 ・書類提出時に書類の記載内容について20分程度の聞き取りを行いますので、時間に余裕をもって来庁してください。お子様の同伴は任意です。 ・入所調整後(保育の必要性の高い方から内定します。先着順ではありません。)、内定の出た方につきましては順次、園との親子面接及びオリエンテーション等をご案内いたします。 ・上記受付期間後に二次申込みは可能ですが、各園の状況によっては、一次選考で定員枠に達する場合があります。

[※]令和7年度中の利用申込みをしている方で、「利用保留」となっている方も、今回(令和8年度)の申込みが必要となります。

(2) 4月利用希望の二次申込み

一次申込み者を対象に新規申込みに係る利用選考を行った結果、定員に満たなかった場合や内定者からの辞退で空きができた場合等に、二次申込みの利用選考を行います。

	THE PARTY OF THE P
受 付 期 間	令和8年1月13日(火)~ 令和8年1月30日(金)
受 付 時 間	午前9時 ~ 午後4時
受 付 場 所	役場2階こども未来課(保育園やこども園等では受付けを行いません。)
結 果 通 知 等	令和8年2月下旬以降に発送予定

注 意 事 項

- ・二次選考は、受付期間 (P4) に申込みをした方と、一次選考で「利用保留」となった方を対象に行います。(一次選考で「利用保留」の方は自動的に選考の対象となります。ただし、希望する園を変更・追加する場合は印鑑を持参のうえ来庁し希望施設調書 (変更) を記載してください。)
- ・二次選考で利用保留となった方は、令和8年度の保留有効期間中、自動的に毎 月の選考対象となります。申請の取下げをする際は必ず連絡をお願いします。
- ※郵便、FAX、メール等での申込みはお受けできません。

(3) 利用申込みの締切日

二次申込みの利用選考後は、各園の空き状況により利用選考を行います。 各月の申込み締切日は、下表のとおりです。

希望月	締切日	希望月	締切日	希望月	締切日
令和8年 4月	3月13日(金)	令和8年 8月	7月15日 (水)	令和8年12月	11月13日(金)
令和8年 5月	4月15日 (水)	令和8年 9月	8月14日(金)	令和9年 1月	12月15日(火)
令和8年 6月	5月15日(金)	令和8年10月	9月15日(火)	令和9年 2月	1月15日(金)
令和8年 7月	6月15日 (月)	令和8年11月	10月15日(木)	令和9年 3月	2月15日(月)

[※]郵便、FAX、メール等での申込みはお受けできません。

(4) 町外からの申込み、町外の保育所・認定こども園の利用申込みについて

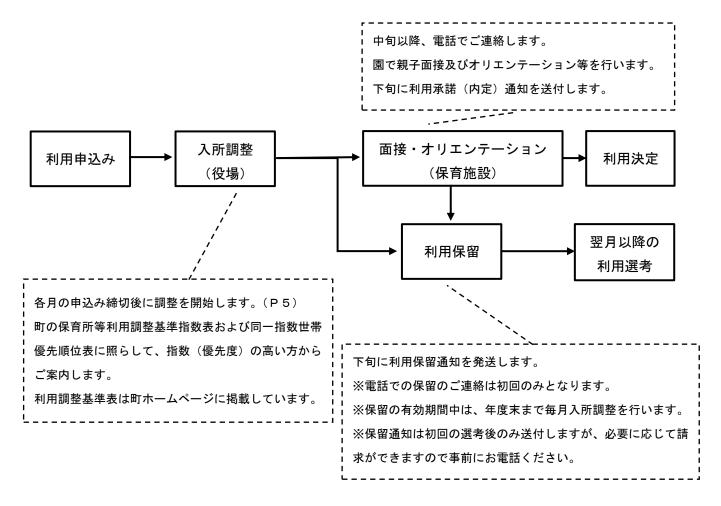
① 清水町外にお住まいの方

申込書提出先	お住まいの市区町村
受付期間	記載の受付期間内に清水町こども未来課必着 ※お住まいの市区町村に申込みをしてから、書類が清水町こども未来課に郵送されるため、 時間を要します。受付期間最終日の10日前にはお住まいの市区町村へお申込みください。
提出書類	・「教育・保育給付認定申請書」、「保育利用申込書」…お住まいの市区町村の様式で提出してください。 ・清水町への転入が確定している方…「転入誓約書」、「売買契約書、工事請負誓約書又は賃貸借契約書の写し(親族と同居される場合で、転入誓約書に親族の確認がある場合は不要)」
注意事項	・利用選考は清水町民が優先となり、転入予定のない方は受入れ困難な場合がありますので、 ご了承ください。

② 清水町にお住まいで、町外の保育園・認定こども園・小規模保育事業所の利用を希望される方

申込書提出先	清水町こども未来課
受付期間	施設の所在する市区町村によって受付期間が異なるため、事前にご希望の園がある市区町村 に受付期間等をご確認ください。 ※清水町で申込みを受付後、ご希望の市区町村に書類を郵送しますが、市区町村によっては、 提出期日が清水町より早い場合もありますので、事前にご希望の市区町村の提出期日をご 確認の上、受付期間最終日の10日前には申込みをお願いいたします。
提出書類	※市区町村によっては、記載以外にも必要な書類がある場合がありますので、事前にご希望の市区町村にご確認いただきますようお願いいたします。
注意事項	市区町村によっては、利用選考を行う上で当該住民の方の利用が優先となる場合があり、受 入れ困難な場合がありますので、ご了承ください。

(5) 利用申込みから利用決定までの流れ(二次選考後の申込)



(6) 申込みにあたっての注意点

①希望保育施設の記入欄は、第1希望から第3希望まで設けており最大第8希望まで記載(別紙)ができます。ただし、利用の決定後、確実に通園可能な園を記入してください。 ※公正な利用選考に支障をきたすため、正当な理由なく、内定を辞退することのないようにして

ください。

- ②提出書類について、虚偽の記載等がある場合は、利用の決定の取消しや退園等をしていただく場合があります。
- ③家庭状況等を確認するため、ご家族や職場に対して連絡することがあります。
- ④園によって受入年齢が異なります。詳細は、保育事業所一覧(P9)をご覧ください。
- ⑤育児休業明け(復職後)の利用申込みについて
 - 育児休業中は新規利用申込みができません。
 - ・復職する月の前月を利用開始希望とすることができます。 (例)「令和8年5月16日復職予定のため、前月の令和8年4月1日から利用開始希望」
 - ・復職月に予定通りに復帰した際は、就労証明書を提出していただきます。
 - ・職場復帰される際は、就労証明書に記載されている勤務先に復帰することが必要です。
 - ※予定していた復職月に復帰しなかった時は、退園していただく場合があります。
 - ※育児休業制度および育児休業給付等の詳細については、雇用先、ハローワークへお問い合わせください。

育児休業明けに利用申込みをされる方で、お子さんの満1歳になられる月の保育園等の申込みをされずに、後日保育園等へ入園できない証明書の発行を申し出る方がみられます。

利用申込をされていない場合、対応はできませんのでご了承ください。

◆2026 年4月入所分の認定証については、審査事務が集中するため審査に時間を要する ことから、審査結果は2026年1月中旬以降の発送となりますので、ご了承ください。

7 利用選考について

- ① 町の「保育所等利用調整基準指数表」および同一指数世帯優先順位表に照らして、指数(優先度)の高い方から利用を内定します。
- ② 利用内定が出た方から園で親子面接及びオリエンテーション等を受けていただきます。
- ③ 保育園等に空きがない場合は、利用保留となりますのでご承知おきください。
- ④ 利用が内定した方および保留となった方それぞれに、結果通知等を送付いたします。
- ⑤ 利用が保留となった方は、年度中(保留期間)は毎月継続して利用選考を行います。

8 申込後に書類の提出が必要な場合

利用申込後(入園後も同様)に下表に該当するようになったときは、申請手続きが必要となります。該当する際は、清水町こども未来課児童育成係にご連絡をいただきますようお願いいたします。

申請手続きが必要な場合			必要書類等		
住 所	清水町内で朝	居	「変更申請」		
	清水町外へ転	出	「申請取下」※申請中又は利用保留の場合 「保育所等退所届」※利用中の場合		
保護者の連絡先変更			「変更申請」		
子ども又は保護者の氏名変更			「変更申請」		
	保護者の婚姻	(事実婚を含む)	「変更申請」、「戸籍謄本」、「課税証明書」等		
	保護者の離婚	Ŷ	「変更申請」、「戸籍謄本」等		
家族構成の変更	祖父母等との	同居	 「変更申請」 ※場合によっては祖父母の「就労証明書」等		
	同居家族の障	[害者手帳の取得・更新・喪失	「変更申請」、「障害者手帳」 ※喪失の場合は変更申請のみ		
	上記以外(出	生、別居、死亡等)	「変更申請」		
	就一労		「変更申請」、「就労証明書」		
	妊娠・出産		「母子手帳(表紙と出産予定日のわかるページ)」 または「妊娠証明書の写し」、「出生届出済証明書 の写し」等		
	疾病・障害	病気になった	「変更申請」、「疾病等により子どもを保育できない旨の意見の記載のある医師の診断書」		
保育必要事由		障害者手帳等を交付された	「変更申請」、「障害者手帳等の写し」		
	介護・看護		「変更申請」、「介護保険被保険者証の写し」		
	災害復旧		「変更申請」、「り災証明書等の写し」		
	求職活動		「変更申請」、「ハローワークカードの写し」等の 求職活動中であることが確認できるもの		
	就学		「変更申請」、「在学証明書等の写し」及び「カリ キュラム等の写し」		
保育必要量変更(標準時間・短[時間)	「変更申請」		
雇用期間、育休期間等の変更に伴う認定変更			「変更申請」、「就労証明書」		

保育利用の承諾(内定)を受けた後につきましても、同様に申請手続きが必要です。

9 保育料について

- ・認可保育園、認定こども園(保育園部)、小規模保育園の保育料は公立も私立も同額です。
- ・0~2歳児クラスの町民税非課税世帯のお子さま及び3~5歳児クラスのお子さまは保育料が無償です。また、清水町独自の軽減で保護者と同一生計の子が2人いる場合は第2子の保育料が半額、3人以上いる場合は第3子以降の保育料が無料です。(令和7年9月現在)
- ・保育料の年齢区分は、小学校の学年と同様、4月1日時点での年齢を適用します。年度の途中で 年齢が変わっても保育料の年齢区分は変わりません。
- ・保育料の金額は、保育の必要量(標準時間または短時間)、世帯の町民税所得割額等に応じた段階的な設定をしています。
- ・原則として父母及び同一世帯の祖父母の町民税所得割額により算定しますが、祖父母と同居をしていて、父母の所得がともに38万円未満(給与収入の場合は103万円未満)の場合に祖父または祖母のいずれかが年収300万円を超える場合「家計の主宰者」とし、その町民税額で保育料を算定します。
- ・納入方法は利用の施設により異なります。

施設区分	納入方法
	月末までに口座振替または納付書により清
保育園	水町に収めていただきます。
	口座振替の登録にご協力お願いします。
認定こども園・小規模保育事業所・町外公立保育	各施設の定める納期限までに各施設に収め
施設	てください。

- ・保育料以外の負担として保護者会費など施設で集金する場合があります。
- ・無償化の対象は3~5歳児クラスの保育料のみですので、給食費や延長保育料は保護者負担です。

10 給食費の徴収について

- ・O~2歳児クラスのお子さまについては、給食費の徴収はありません。(保育料の一部として徴収いたします。)
- ・3~5歳児クラスのお子さまについては、給食費(主食費と副食費)をご利用施設にお支払いしていただくことになります。ただし、副食費については世帯収入や世帯状況に応じて徴収が免除となる場合があります。免除対象のご家庭には、町またはご利用施設から通知をお渡しします。

11 転園申込について

- ・転園申込は、新規の入園申込と同じ書類の提出が必要です。
- ・転園が内定した時点で現在在籍の園は退園となります。転園元の園は新たな児童が内定するため、いかなる理由があっても転園の取り消しはできません。
- ・町内の保育施設を利用中の年度内の転園は一切認めません。
- ・町外の施設を利用中の場合、要件の消滅により転園を希望する場合は転園を認めます。

12 小規模保育事業所を卒園後の保育について

小規模保育事業所は0~2歳児が利用できる保育施設です。小規模保育事業所を卒園後、認可保育園、認定こども園(保育園部)での保育を希望する場合は、新規に4月入園の申込が必要です。 入所調整を行い、入園の可否が決定しますので申請を必ずしてください。

〔町内該当施設〕

・アドバンかわせみ保育園 ・柿田ぽんぽん保育園 ・伏見ぽんぽん保育園

13 保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

園では様々な関わり合いを大切にしておりますが、心身の発達において特別な配慮が必要なお子さんは、お申込みの際に必ずご相談ください。

- ※お子さんが特別な配慮を必要とすることは、入所調整において有利になったり、不利になったり することはありません。
- ※保育施設では、専門的な療法による治療や医療行為は行っておりません。
- ※お子さんの状況や園の状況により、ご希望に添えない場合があります。

●令和8年度 清水町保育園・認定こども園・小規模保育事業所一覧

■保育園一覧

施設名称	区分	定員	受入れ可能 月 齢	保育時間	所在地	電話
清水保育所 ★令和 10 年度末 (令和 11 年3月) で閉所となります。	公	100名	生後3か月 ~	平日 7:15~19:00 土曜日 7:15~18:00	伏見 47-1	975–8935
南保育所	立	150 名	生後3か月	平日 7:15~19:00 土曜日 7:15~18:00	徳倉 345-1	932–5016
しいの木 保育園	私立	100 名	生後3か月 ~	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00 日曜日 7:00~17:30 *日曜日は事前申請により利用可 (P11)	徳倉 1603-10	933-4123
すこやか 保 育 園		90 名	生後3か月~	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00	長沢 296-1	971–7600

■認定こども園一覧

施設名称	区分	定員	受入れ可能 月 齢	保育時間	所在地	電話
恵 明 キ ッ ズ ローズビレッジ	私立	90名	生後3か月 ~	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00	堂庭 89-16	943-5519

■小規模保育事業所

施設名称	区分	定員	受入れ可能 月 齢	保育時間	所在地	電話
アドバンかわせみ 保 育 園	私立	19名	生後3か月	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00	伏見 176-9	955-8808
柿田ぽんぽん保 育 園	私立	19 名	生後3か月~	平日 7:00~19:00 土曜日 7:30~18:30	柿田 168-10	939-7333
伏見ぽんぽん保 育 園	私立	19 名	生後3か月	平日 7:00~19:00 土曜日 7:30~18:30	伏見 629-3	946-5245

^{※0~2}歳児までがご利用できる施設です。

●よくあるご質問

- Q1 申込後に希望園の変更はできますか?
- A 希望園の変更は可能です。ただし、締切日にご注意ください。(P4、5) また、入園後、清水町内の施設を利用中の児童の年度内の転園は認めておりませんので、申込 みの前に見学をすることをおすすめします。
- Q2 ならし保育(短時間保育)とはなんですか?
- A お子さんが環境になれるように、利用1か月目は短い時間でのお預かりとなり徐々に保育時間を長くしていきます。公立、私立にかかわらず町内のすべての施設で行います。お子さんの状況により期間は異なりますがおおむね2~3週間を予定してください。
- Q3 保育園入園後に、就労状況が変わっても引き続き在園できますか?
- A 保育の必要性が申込時と変わらないことが条件です。そのため、就労日数や就労時間が減り、 「保育を必要とする事由」が認められない場合は、退園となる可能性があります。
- Q4 短時間勤務になりました。短時間認定になりますか?
- A 変更後の「就労証明書」を提出してください。月の勤務時間が120時間に満たない場合は 「保育短時間認定」となりますが、通勤に時間を要する等の理由により延長保育料金が発生す る場合、申し立てを行うことで、審査の上「保育標準時間認定」に変更できる場合がありま す。

ただし、保育時間の変更手続き等の各種届出は、希望する月の前月15日(休日の場合は前開庁日)までにこども未来課に提出が必要です。(例:5月15日までに就労証明書を提出した場合→6月から保育時間の変更)

- Q5 下の子を妊娠しました。上の子は継続して保育園を利用できますか?
- A 「母子手帳の写し」(表紙と出産予定日がわかるページの写し)を提出してください。出産予 定日の前後3か月利用でき、以降退園となります。ただし、以下の条件を満たした場合に限り 継続して利用ができます。
 - ・在園している児童の年齢にかかわらず、下の子どもが1歳になる月末まで育児休業要件を認める
 - ・下の子どもが入園を希望したが入園できなかった等やむを得ず復職できなかった場合は6か月の延長を認める(最大2回、最長2年間(2歳になる月末)まで)
 - 育児休業前と同じ職場へ復帰すること
 - ・産後3か月目の15日までに育児休業証明書又はそれに類するものの提出をすること
 - 育児休業要件での新規入園ではないこと(継続利用の認定のみ)
- Q6 引っ越しをすることになりました。手続きはありますか?
- A 清水町内での転居の場合は、利用している保育施設で連絡カード等の住所変更をお願いします。町外への転出をする場合、継続して保育施設の利用を希望する場合は、住民登録のある市町の定める保育要件を満たし、教育・保育給付認定を受ける必要があります。<u>清水町こども未</u>来課に転出の連絡をした後、転出先の保育担当課で必ず手続きを行ってください。
- Q7 住所・家族構成、勤務先等に変更があった場合どうしたらよいですか?
- A 速やかに利用保育施設及びこども未来課へ連絡をしてください。連絡をしないことが不正利得となる場合、退園となることがあります。
- Q8 シフト勤務をしています。シフト表の提出は必要ですか?
- A シフト勤務の方は就労日が不定期となるため、シフトが確定次第(月・週単位等)利用保育施設にシフト表を提出してください。

- Q9 日曜日、祝日に勤務があります。子どもの預け先はありますか?
- A 清水町の保育施設を利用している児童を対象に、しいの木保育園で休日保育を実施しています。

利用する場合は、在園中の保育施設を通して利用月の前月20日までに申請をし、面接を経て登録する必要があります。

- Q10 夏休みなどの長期休みはありますか?
- A 夏休みなどの長期休みはありませんが、春期及び夏期、年末年始前後等に希望保育をお願い しております。園からのお便りなどで事前に希望保育のお願いがありますので、ご確認いた だきご協力をお願いします。
- Q11 保育を必要とする事由がなくなったため退園します。何か手続きが必要ですか?
- A 退園する月の15日までに、「退所届」を利用施設に提出してください。

その他、申込み時、入園後の各種手続きのご不明な点につきましては、こども未来課児童育成係までお問合せください。

メ モ:

